

助教の授業担当について

平成21年5月27日

第4回理事会

平成17年の学校教育法の改正によって「助教」の職が設けられ（第92条）、対応して大学設置基準第10条では「主要授業科目」は「原則として」専任の教授または准教授が担当し、「主要授業科目以外の授業科目」については「なるべく」「助教」を含む「教授等」が担当するものとされた。

これに合わせて、本学では評議会決定により、講義科目を「主要授業科目」と位置付け、学部の講義科目は専任の教授または准教授で担当し、助教は、学部の演習、実験、実習科目を担当するものとし、また、大学院の科目は担当しないものとしてきた。

しかし、「助教」の職がスタートし数年を経て、助教の間にも、研究業績や教育実績、あるいは学位の点で、学部の講義科目の担当、あるいは大学院の科目担当も可能と見られる場合も出ている。

そこで、助教の授業担当についての取り扱いを次のように改める。なお、その際、「担当」とは、単独または共同で授業を行い、かつ単独または共同で単位の認定の基礎となる成績評価を行うことをいう。

1. 助教は、学士課程（共通教育及び専門教育）の講義を担当できるものとする。

ただし、助教に学士課程の講義を担当させるためには、学部長または共通教育運営委員会委員長は、あらかじめ、公立大学法人宮城大学評価委員会（以下「評価委員会」という）委員長に対して、当該助教による授業科目の担当について教員資格審査の申請を行い、評価委員会の教員資格審査において、申請科目の担当について「可」の判定を得なければならない。

2. 助教は、大学院修士課程の演習、実験、実習等の授業を担当できるものとする。

ただし、助教に大学院修士課程の授業を担当させるためには、研究科長は、あらかじめ、評価委員会委員長に対して、当該助教による授業科目の担当について教員資格審査の申請を行い、評価委員会の教員資格審査において、申請科目の担当について「可」の判定を得なければならない。

3. 上記1及び2の取り扱いは、平成22年度前期の授業科目担当から適用する。

「助教の授業担当について」（平成21年5月27日理事会決定）の 運用にかかる見解について

平成21年5月27日に開催された平成21年度第4回理事会において、「助教の授業担当について」が審議され、決定された。当該決定は、助教が学部の講義科目ないし大学院の科目（以下これらをまとめて「学部等の講義等」と略す。）を担当することを許容するための手続きを定めたものであるが、以来、むしろ、当該決定を根拠に助教に対して学部等の講義等を担当させることを不可とする運用が散見されている。このため、当該決定の運用を含む助教の授業担当について見解をまとめるので、これに沿って運用することとされたい。

なお、ここで「担当」とは、当該決定において定義されている「単独または共同で授業を行い、かつ単独または共同で単位の認定の基礎となる成績評価を行うこと」である。

1. 当該決定は理事会決定時点で在職していた助教に対して示した資格審査の手続きであるので、当該決定時にすでに在職していた助教について、新たに学部等の講義等を担当させる場合に直接適用する。ただし、現在、教員の資格審査は教員人事委員会の所掌になっているので、審査は当委員会が行うこととなる。
2. 当該決定以後に採用した助教については、採用または他の人事に係る審査において学部等の講義等を担当させるという認識の下で審査を行った場合は、資格を有しているものと認める。
3. 当該決定後に採用した助教のうち上記2. に該当しない助教について学部等の授業等を担当させる場合は、当該決定に準じた資格審査を教員人事委員会において行う。
4. 助教に学部等の講義等を担当させるものとするか否かについては、第一義的に各群・研究科において検討、判断するもので、教員人事委員会は当該助教の担当能力に関して審査する。

令和2年11月18日
教員人事委員会委員長 川上伸昭

【参考】「助教の授業担当について」（平成21年5月27日理事会決定）写し